

慶長期における徳川家康の寺院政策

——学問料を中心に——

林 晃 弘

【要約】 近世初期の寺院政策については辻善之助氏以来の幕府権力による統制を重視する研究史がある。それに対して袖田善雄氏は寺院側の働きかけを前提とした対応であるとして一方的な統制という理解を否定するとともに、寺院行政の基調は学問・仏法の興隆にあるとした。本稿はかかる袖田氏の成果を前提としつつも、学問・仏法の興隆が具体的に政策化された学問料の設定を分析し、徳川政権の政策的側面を考察した。学問・仏法の興隆政策は顕密禅の中心的な大寺院を対象としていること、関ヶ原合戦直後の時期には相論裁許の際に寺領の内徳川政権が介入しやすい部分から創出されたのに対し、慶長一〇年代後半には行人や公人・諸役者に配分されていた寺領を召し上げ、碩学の学僧へと集中する積極的な介入を伴ったものへと変化することを明らかにした。このような政策的介入や、それへの学僧側の対応の中から学問を一つの基準とした秩序の形成が進んだ。

史林 九五巻五号 二〇二二年九月

はじめに

中世において高い自立性を有していた寺院は、近世には世俗政治権力への従属を強める。武装は解除され、公認された諸宗派が併存し、所領は朱印地など世俗政治権力の認めたものに限定される。また本末・寺檀制や宗教者の編成により秩序化が進む。このような中世から近世への移り変わりのなかで生じた変化は、寺院側の実態や要請を反映したものである。

あるが、世俗政治権力の直接的・間接的政策や背景にある政治的諸動向を軽視することはできない。

当該期の世俗政治権力と寺院の関係についての研究では辻善之助氏の『日本仏教史』^①が重要である。弾圧・統制と興隆の両側面について多くの事実が明らかにされており、今なお参照すべき点は少なくない。しかし、近世仏教史研究のなかでは「近世仏教堕落論」として克服すべき対象とされ、仏教と社会・民衆との関係究明に力点が置かれてきたため、世俗政治権力の寺院政策については、後で詳しく検討する柚田善雄氏の研究^②などの成果はあるものの、やや等閑に付されてきたように思われる。

一方、中世史側からは、黒田俊雄氏の顕密体制論・寺社勢力論^③に導かれる形で研究が積み重ねられたこともあり、黒田説では見通しとして示されるに止まった中世後期・戦国期の研究は長く立ち遅れていた。近年になりようやく進展を見せつつあるが、その中で河内将芳氏の一連の研究は法華宗や顕密寺院の分析を中心に中世後期から近世初頭までの見通しを示した点で重要である。河内氏は豊臣政権期に東山大仏において開催された千僧会の分析を通して、法華宗・真宗といった戦国期に拡大した勢力を加えた「新儀の八宗」という枠組みに近世へとつながる宗教秩序の基軸を、千僧会が月番制となった点に相互に対等で自立的な宗派として分立した近世的な有様を見出している。この千僧会は徳川段階へは連続したため、やはり展望にとどまるが、ここで示された成果を踏まえつつ、別の観点からその先の展開を具体的に跡づけていくことが次なる課題となろう。

寺院政策研究とは視角を異にするが、個別宗派・寺院史研究には一定の蓄積がある。重厚な研究史をもつ本願寺・一揆研究^④のみならず、各宗派・寺院について世俗政治権力との関係形成や寺院内構造の変化、地域社会との結びつきなどが明らかにされている。^⑤このような研究はさらに積み重ねられていく必要があるが、個別の宗派や寺院を軸とした場合、宗派や寺院間の共通点・相違点、時期的段階差、政策の対象とする範囲などは見えにくくなるように思われる。

そこで本稿では徳川家康が覇権を握った関ヶ原合戦以降の慶長年間を対象に政策の側面を重視し考察を行う。慶長期は

近年研究の進展した豊臣期との関係に迫る上で鍵となる時期であるとともに、その後の幕府の寺院政策を方向付けた時期でもある。これまでの慶長期の寺院政策研究では慶長六（一六〇二）年の高野山法度をはじめ、慶長一三年の延暦寺法度以降多数出された寺院法度の文言の分析に基づき、辻善之助氏、藤井学氏、中村孝也氏、圭室文雄氏等によって政権の統制意識や本末制確立への志向性が指摘されており、一つの通説的理解となつている。このような研究史に対して重要な批判を行ったのが柚田善雄氏の研究^⑧である。

柚田氏はそれまで「寛永の本末改め」として評価されてきた政策を寺院調査、特に寺領の調査を主旨とするものであるとし、幕藩権力は近世初期においては本末制確立の志向性を持たないとした。そして慶長・元和期の寺院法度を前提に、本末改め、寺請制へと展開するという「上から」の積極的な寺院統制理解を、予定調和なものであるとして否定し、その上で初期、とりわけ慶長期の寺院行政については、寺院社会の内部秩序に属する問題に対しての幕府の関与は、混乱を深めていた寺院側からの訴えを前提とし、それに対して「先規」「寺法」の遵守を促す形で秩序化が図られた、と評価する。また、慶長一七年九月二七日付の興福寺法度発布に至る経緯からは、初期の寺院法度は寺院上層部からの要請を受けて与えられるという側面を指摘する。かかる柚田氏の見解は豊臣期から慶長期前半の分析を行った伊藤真昭氏の研究^⑨にも継承されており、「寺社後援策」として同様の像が提示されている。近世初期の寺院行政は、一方的な統制ではなく、いわば「受け身・対応型」の非積極的なものであったという理解は現時点において有力な見解となつている。

このような寺院側からの働きかけとそれへの対応という側面は寺院行政のもつ実態の一面を的確にとらえたものとして高く評価できるが、柚田氏が訴訟への対応の中で寺院の秩序化が進むという、「受け身・対応型」の寺院行政像を導き出した論拠は『本光国師日記』の相論裁許に関する史料である点には注意が必要であろう。相論裁許という性格上、そもそも政権側は受身にならざるを得なかったのではないだろうか。したがって寺院側からの働きかけへの対応のみに収斂しない側面を見落しかねないものと思われる。

ただし、柚田氏の研究では右の点についても目配りされており、家康の寺院行政の基調として学問・仏法の興隆を位置づけ、高野山宝性院政遍の東寺派遣や、興福寺・東大寺・高野山への学問料の付与についての言及もある^⑧。しかし、東寺・五山に対する学問料の事例については、いずれも幕府側の介入が「寺法」の前に撤回させられたものと消極的に評価し、相論裁許にみられたような寺院内部の問題にまでは踏み込みえない幕府の寺院行政像と関連付けて説明がなされている。

このように氏によって政策としての限界が示されたためか、学問・仏法の興隆の側面はこれ以降の研究では継承されておらず、そのため当該期の寺院行政の「基調」と評価されていながらも、その具体的な中身についての検討や位置付けは十分ではない。そこで本稿では、学問・仏法の興隆の方針が具体的にあらわれた政策として、いくつかの寺院でみられる寺領内への学問料（碩学料・学文科）^⑨設定に注目する。学問料政策に関しては個別寺院研究の中で若干の言及がなされている程度であるので、以下では慶長期に学問料や寺院法度によって学問・仏法の興隆がなされたことが史料上確認できる事例を順に見ていき、基礎的な事実を明らかにしつつ、当該期における寺院政策の特質と展開に迫りたい。

- ① 辻善之助『日本仏教史』中世篇一～五、近世篇一～四（岩波書店、一九四七～五五年）。
- ② 柚田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』（思文閣出版、二〇〇三年）。
- ③ 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」（同『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年、のち同『黒田俊雄著作集 第二巻 顕密体制論』法蔵館、一九九四年）、同「中世寺社勢力論」（『岩波講座 日本歴史』中世二、岩波書店、一九七五年、のち同『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館、一九九五年）。
- ④ 河内将芳「中世京都の民衆と社会」（思文閣出版、二〇〇〇年）、同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、同『秀吉の大仏造立』（法蔵館、二〇〇八年）。
- ⑤ 安藤弥「戦国期宗教勢力論」（中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年）。
- ⑥ 幡鎌一弘「近世寺院の脱呪術化と官僚主義について」（『佛教史学研究』三九一～二、一九九七年）、塚田孝「近世・寺院社会の地域史」（『歴史評論』六三三、二〇〇二年）など。
- ⑦ 辻善之助『日本仏教史』近世篇二（岩波書店、一九五三年）第四節 藤井学「江戸幕府の宗教統制」（岩波講座 日本歴史）近世三、一九六三年、のち同『法華文化の展開』法蔵館、二〇〇二年）、中村孝也『徳川家康公伝』（東照宮社務所、一九六五年）、圭室文雄『江戸幕府の宗教統制』（評論社、一九七二年）、同『日本仏教史 近世』（吉川弘文館、一九八七年）。近年では福田千鶴「幕藩制的秩序についての

一考察」(『日本歴史』五三二、一九九二年、のち同『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年に改題・改稿の上収録)が「器量・器用の原理」として大名を中心に、公家・寺社を含めた近世初頭の秩序形成を論じている。寺院に関する部分では本稿第三章で扱う慶長一四年八月二八日付の法度などにより立論されているが、この法度の性格や発給に至る背景については留意されていない。

⑧ 袖田善雄「近世前期の寺院行政」(『日本史研究』二二三、一九八一年、のち掲『幕藩権力と寺院・門跡』)。

⑨ 伊藤真昭「慶長期における徳川家康と畿内寺社」(『待兼山論叢』二八(史学編)、一九九四年)、同「大和の寺社と西笑承兌」(『佛教史学研究』四二・二、二〇〇〇年)、同「京都の寺社と豊臣政権」(法蔵館、二〇〇三年)。

一 豊臣期における寺院への学問奨励

慶長期の畿内近国における徳川家康の諸政策は、豊臣氏の「大老」としての権限の延長上に開始される。寺僧の学問を重視する方針についても文禄年間に豊臣政権が示した寺院に対する学問奨励政策の系譜上にあるといえることは既に指摘がある。①そこでまず先行研究によりつつ寺僧に対する学問奨励を中心に豊臣期の寺院政策を押さえておきたい。

秀吉が寺僧の学問について言及した史料のうち早いものとしては、紀州攻めの際に秀吉に降った高野山に宛てた天正一三(一五八五)年四月一〇日付の七ヶ条の条々がよく知られている。その第三条には「寺僧・行人、其外僧徒学文嗜無之、不謂武具鉄砲以下被拵置段、悪逆無道欺事」、第四条には「大師如置目、寺僧・行人以下心持被相嗜、可被専仏事勤行」とある。寺僧が学文も修めず、武具を所持している点を問題視し、仏事勤行に専念するよう命じている。寺院の武力を否定し、その代わりに仏事勤行や学問が寺僧の本分として提示される。

⑩ 学問奨励については、早くに辻善之助『日本仏教史』近世篇二(前掲)が寺院法度制定の主義の一つとして、(1)学問器量による僧侶の任官、(2)学問奨励のための寺領・金子の支給、(3)論議の開催と聴聞、(4)研学のための僧の遊学支援をあげている。

⑪ 学問料については史料上「学文科」「碩学科」としてあらわれることもある。呼称を使い分けている可能性もあるが、ひとまず史料の引用を除き「学問料」に統一し論を進める。また、学問料として金・銀などが与えられる場合もある(『新訂本光国師日記』慶長一八年九月八日条など)が、本稿では寺領のなかに設けられたものに限定した。

⑫ 伊藤真昭「戦国・織豊期の天龍寺諸塔頭について」(原田正俊編『天龍寺文書の研究』思文閣出版、二〇一一年)など。

文禄年間になると寺僧に対する学問奨励は顕著になる。研究史の中で指摘されている豊臣政権期の寺院への学問奨励に関する法令には以下のものがある。まず、文禄元（一五九二）年一二月の五山寺院に対する関白豊臣秀次の条々である。

【史料一】『天龍寺文書の研究』七四一号

就学問之儀五山江被仰出条々

- 一、於相国寺鹿苑院・東福寺南昌院、月次聯句并詩会可有之事、
 - 一、会席料一会仁可為五石宛、但於連衆重者隨其可被仰付事、
 - 一、於相嗜学問仁鉢者、不依老若貴賤被加相当助成、其上出世官錢之造作以下無之可被仰付事、
 - 一、不学之僧侶出之以出世之官錢、可下行于会席料、并相嗜学問僧之扶助不足之所者可被仰付、於向後官錢事為会席料
- 永代被召上問敷事、

一、自今以後雖為居住于寺領少分之寺、於達学問仁者不学之衆寺領過分有之寺仁引替可被仰付事、
右年来就学問由断既及廢絶旨被聞召条々被仰出畢、其嗜可為肝要者也、

文禄元年十二月日

（秀次朱印）

天龍寺

これと同文のものは南禅寺と東福寺にも残されている。月次の聯句・詩会開催（第一条）と、それへの経済的支援（第二条）、学問に秀でた僧に対する助成（第三・四・五条）が表明されている。特に第五条で学問の達者を過分の寺領を有している「不学之衆」の子院へ移住させることを定めている点は興味深い。

第二に、文禄三年四月日付で所司代の玄により次の条々が出されている。

【史料二】「妙心寺文書」七（京都大学古文書室架蔵影写本）

条々

- 一、其宗躰くの学問を嗜、勤行等弥不可有懈怠事、
- 一、女犯肉食之儀元來法度儀雖為勿論、猶以其住持長老より弟子同宿堅く相改、猥無之様ニ可被申付、弟子同宿衆者又住持・長老之行儀を相改、互無由断、毎月一札を仕、仏祖開山之前ニ可被備、其外年中ニ一度起請を書、奉行へ可被上候事、
- 一、行儀不可然躰と相見へ候出家ハ、堅遂穿鑿寺を可令追放、さ様之段由断候て、其寺中ニ雖為一人乱行之僧於在之者、惣衆中共以可為曲言事、

右被 仰出旨趣、無由断可被相守、異他王城之諸寺、都鄙物詣之面々上下万民ニ至迄殊勝ニ存、感涙をもよほし、諸旦那令帰復、仏法繁昌ニ候様ニ可被相嗜者也、

民部卿法印

文祿三年四月日 玄以判

諸寺中

対象は京都の寺院であり、従来から知られている妙心寺・本能寺のほか東寺関係の史料にも写しがある^⑤。学問・勤行を懈怠なく行うこと（第一条）をはじめ、住持と弟子の相互監視と、起請文の作成・提出（第二条）、行儀不律の僧の追放（第三条）を定める。河内将芳氏が指摘するように、法華宗や林下に対して学問を奨励している点に新しさがある^⑥。また、妙心寺ではこれに対応する定書が作成され、大徳寺では第二条にみえる起請文作成に関する史料があることが伊藤真昭氏により指摘されている^⑦。本能寺では第二条の肉食禁制に関する法度が作成されている^⑧。

第三に、翌文祿四年八月三日付の「御掟追加」がある。「御掟」、「御掟追加」は大名・公家・寺社と全領主層を対象と

した豊臣政権唯一の法令として知られているが、「御掟追加」第二条には「一、諸寺社儀、寺法・社法如先規相守、専修造・学問・勤行不可致由断事」とある。寺法・社法の遵守と、修造・学問・勤行は、豊臣政権が寺社に対して求めた姿を端的に示しているものと評価されている^⑩。

これらの法令に加え、文禄四年九月より東山大仏において開催された千僧会も寺僧に対する学問奨励の一環として位置付けられている。河内将芳氏は公儀の主催する公的な法会である大仏千僧会を、各宗がその勤行や学問の成果を発揮する場として準備されたものと評価している^⑪。

以上のように豊臣政権期においては特に文禄年間から勤行と並んで学問が寺僧の本分として強調されていく^⑫。また、ここでは林下や法華宗を含め一律に法令が出されている点に特色がある。それではこのような流れを引き受けつつ、関ヶ原合戦後の徳川政権はどのように寺院に対したのか、次章以下で検討を加えていく。

- ① 例えば『京都の歴史四 桃山の開花』（學藝書林、一九六九年）第二章第三節「社寺の復興」、藤井学氏執筆部分。
- ② 『大日本古文書 高野山文書』八二二号。
- ③ 『史料一・史料二』は辻善之助『日本仏教史』近世篇一（岩波書店、一九五二年）が早くに取り上げている。
- ④ 『南禅寺文書』中巻、三〇四号。『大日本古文書 東福寺文書』四六号。
- ⑤ 『本能寺史料 中世篇』二二二号。「文化四年丁卯五月知行方一件書 物之控」（京都府立総合資料館架蔵写真帳「東寺公人繪川家文書」第一三分冊）に書上げられた案文の「四十六」号。
- ⑥ 河内将芳「近世移行期の権力と教団・寺院」（『日本史研究』四五二、二〇〇〇年、のち前掲『中世京都の都市と宗教』）。
- ⑦ 伊藤真昭「豊臣政権における寺社政策の理念」（『ヒストリア』一七六、二〇〇一年）。
- ⑧ 『本能寺史料 中世篇』二二二号。
- ⑨ 『大日本古文書 浅野家文書』二二六号。
- ⑩ 例えば高整利彦「近世社会と宗教」（高整利彦・安田次郎編『宗教社会史』山川出版社、二〇一二年）。
- ⑪ 河内将芳「近世移行期の権力と教団・寺院」（前掲）。
- ⑫ 朴秀哲「豊臣政権における寺社支配の理念」（『日本史研究』四五五、二〇〇〇年）はこの時期の豊臣政権の寺社政策に「学問」という理念が登場する背景として木食応其からの影響を想定している。

二 家康の上方寺院行政開始期の学問料（慶長五年〜一〇年）

慶長五（一六〇〇）年九月の関ヶ原合戦の勝利により、すぐさま豊臣氏の「大老」としての立場から自由になったわけではないものの、家康は圧倒的な政治的地位を手にする。また、この諸大名を二分した合戦の結果は、畿内やその周辺の寺院の内部秩序へも影響することになる。本章ではまず慶長一〇年までの学問料の事例を見ていく。

（一）興福寺

大和では郡山城の増田長盛が失脚し、同国の主要な部分は徳川氏の直接把握する地域となった。そのなかで興福寺では寺院運営の主導権をめぐって騒動が引き起こされた。一所衆という寺僧集団が自らの寺院運営の正当性を訴え出たためである。この相論については、これまでの研究でも言及されており、その成果を参照しつつ展開を示すと次の通りである。

天正一三（一五八五）年閏八月に豊臣秀長が大和へ入国すると、一所衆がそれまで寺務組織の中核として寺院運営を担ってきた五師衆の私曲を訴え出た。その結果一所衆は五師衆に代わり惣寺の下行や神供の沙汰を行う権限を得たが、秀長とその跡を継いだ秀保が没し、代わって増田長盛が入国すると、五師衆の側から一所衆の沙汰は先規に背くものとして訴訟が起こされた。ここで秀吉は一所衆を退けることとし、五師衆を中心とする運営に回帰した。しかし関ヶ原合戦により増田長盛が失脚したことを受け、一所衆は寺院運営権の回復を期し、家康の下へ訴え出た。^②かかる動きに対して、五師衆・一乗院跡尊勢が大坂へ赴き、家康による裁許がなされた。次の史料はその時の様子を伝え聞いた春日社の正預中臣祐範が書き記したものである。

【史料三】「祐範記」慶長五年一月一六日条（傍線筆者、以下同様）

一、十六日、一乘院様大坂へ御越也、(徳川家康)従内府様(一乘院尊勢)寺社之事可有御尋由也、五師衆・一所衆訴訟、御門跡様同前ニテ御判断アリ、先規ト云、(豊臣秀吉)閣御朱印ト云、尽五師衆被申処其道理勿論之間、前々不相替寺社之儀為五師職可申付旨被仰付者也、諸事 一門様御意之旨、五師衆伺申憲法ニ可仕事專一也、御門跡様ニモ無御油断每事實路ニ可被仰付由、内府直談ニ被仰渡、御門跡様并五師衆へ一書被相出了、朱印之段御門跡へハ憚入トテ自判、五師衆へハ朱印也、先以寺社之大慶不過之也、五千石之公用并二千石修理方也、如前々五師衆始末也、但二千石ニテハ寺社之修理見事ニハ不可成候、少破之時能々可加修理ト云々、及大破難成所者 内府ヨリ可被仰付之条二千石之中千石修理方、残千石者衆僧之学問料ニ可分給之由被仰渡、南都之教学諸宗不伺之者学業難成旨其間無隠、於天下一大事之義候間、別而致学問法文無退転様ニ可被仰付通 御門跡様へ再三之被仰様、当寺眉目不及是非ト云々、一々御物語之条記置之者也、

家康は秀吉による決定を踏襲する形で五師衆の理運との判断を下し、一乘院尊勢に判物、五師衆に朱印状を与え寺院運営の権限を認めた。本稿の関心からは傍線部に注目する。家康は「南都之教学」は「天下一大事」であるとの認識を示し、五師衆に運営を任せることとした修理方二〇〇〇石の内一〇〇〇石を割き「衆僧之学問料」とする決定をし、「学問」を行い「法文」が退転しないよう命じた。このことは判物・朱印状にも反映されている。これによって興福寺の碩学の僧には各院家の所領に加え、学問料が与えられることになった。なお、この学問料の配分は、興福寺の内部での調整を経て、慶長七年四月末によりやく決定しようとしている。^④

(2) 高野山

次に高野山の事例である。高野山においても関ヶ原合戦の影響をうけ、寺内の秩序が大きく変動した。秀吉のもとで山内において絶大な権限を有していた木食応其が、大坂方に協力的な動きをしたことから近江飯道寺に隠棲したためである。^⑤

それを受け、応其「内衆」^⑥の行人文殊院勢譽が、応其の地位を継承しようと、家康に対して高野山における支配権の承認を求め、一月六日時点で「山上山下諸職之儀」を悉く任せ置くという御詔を得た。^⑦

このような文殊院勢譽の動きは、学侶の反発を招くものであった。慶長六年三月、学侶側としては行人の支配に従ったことはなく、かかる状況は弘法大師以来の先規に背くものであるとして、家康に訴え出た。^⑧同年五月には裁定がなされ、家康は学侶の訴えを認め、寺領を学侶（九五〇〇石）・行人（二五〇〇石）に二分し、それぞれに対して慶長六年五月二一日付で領知判物を発給した。^⑨それと同時に学侶に宛てた法度を定めているが、ここでは学問料について定めた四ヶ条目に注目する。すなわち青巖寺分の二〇〇〇石の内、一〇〇〇石を住持・検校の諸賄の料に、残りの一〇〇〇石を学侶のうち碩学八人に配分し、欠員がでた場合には器量の学者を臈次に任せて昇進させることを定めている。^⑩この点に関しては法度・宛行状と同日付で寺社行政を担当する西笑承兌・閑室元信連署により作成された「碩学昇進之臈次」という史料がある。^⑪宝性院ら八人の碩学に対する学問料の配分と、これ以降碩学に昇進する候補の僧について書き上げたものである。この史料には昇進の情報も書き込まれており、そこから少なくとも慶長一五年七月までは右の書上が使用されていたことがわかる。また本史料が閑室元信ゆかりの寺院である肥前三岳寺に残されたことから元信が寂する慶長一七年五月まで有効であった可能性が高い。このことから政権は高野山の学問者を把握しつづけていたことがわかる。

なお、青巖寺は秀吉が母天瑞寺殿追善のために建立した寺院であり、天正二〇年八月四日付で寺領一〇〇〇石が寄進され、そのうち七〇〇〇石を惣中に、一〇〇〇石を青巖寺の運営に、残りを修理料に用いるようにと割り振られていた。^⑫関ヶ原合戦までは開基となった木食応其の管轄下にあり、応其の後住には「学匠」を選ぶことが定められていた。^⑬そのために慶長六年の学侶の訴訟においては青巖寺住持に関する条項も盛り込まれている。このような応其の失脚により帰属が曖昧となった部分が学問料の源泉となった。

(3) 東大寺

東大寺に学問料が設定されたのは慶長一〇年のことであり、関ヶ原合戦直後の興福寺や高野山からは時間差がある。興福寺・高野山の段階では家康は大坂にて政務を執っており、豊臣政権の「大老」としての立場を色濃く残しているが、慶長一〇年時点では、將軍に就任するなど独立した政治権力としての性格を強めている。

次に掲げるのは東大寺領の構成に関する史料の一部であるが、この中に東大寺における学問料についての記載がある。

【史料四】「大和名勝志」七（奈良県立図書情報館蔵「玉井家文書」写真帳）

一、寺中境内二百十石余従

（徳川家康）
権現様御朱印

右之内

一、百石余

学問料

一、百十石余

公物料

并東南院家屋敷

尊勝院家屋敷

近世の東大寺領は主に文禄四年九月二一日付の秀吉朱印状^⑮により与えられた市本村二〇〇石と、慶長七年八月六日付の家康判物により宛行われた二二〇石の部分があり、【史料四】の部分は後者に相当する。家康から与えられた寺領については慶長七年六月の調査により決定していたと考えられるが、水帳の引き渡しは慶長八年九月のことであり、家康の判^⑰

物は慶長九年閏八月上旬に作成された。^⑧

この寺領については慶長九年一〇月段階で老僧衆と若衆の間で相論となり、幕府のもとへ訴訟が持ち込まれている。それに対して西笑承兌・閑室元信は家康の上洛を待つて御意を得る旨を返答している。^⑨家康の上洛は翌一〇年二月であり、この相論の裁許がなされるなかで学問料を設けることが決定されたものと思われる。この学問料については慶長一〇年の納所においても相論になっており、それに関する西笑承兌との遣り取りの中から東大寺の学問料も「碩学之衆も永代不相渡」、^⑩「一世之已後者学問次第被渡」という性格のものであったことがわかる。

ここで本章において取り上げた事例についてまとめておきたい。第一に、寺領内に設けられた学問料は師弟間で相伝するものではなく、一代限りに与えられたもので、学問者次第に譲り渡すという原則が確認できる。すなわち特定の僧を一時に取り立てることを目的とするものではなく、寺院内において碩学の学僧が絶えず再生産されることを前提として与えられている点が重要である。第二に、この段階の学問料は高野山・興福寺では相論裁許を契機に設けられており、東大寺もその可能性が高い。柚田氏により指摘されているように、相論への対応の中で寺院の秩序化が図られていると評価することができる。第三に、学問料の源泉は修理料のような予備費的な性格と推定される部分や新規寄進分である。これらは家康が自由に差配しやすい部分であり、後述する慶長一〇年代後半の在り方と比べれば穏やかな介入であった。

- ① 幡録一弘「近世興福寺領覚書」(天理大学学報)一八一、一九九六年。伊藤真昭「大和の寺社と西笑承兌」(前掲)。大宮守友「初期徳川政権と大和の寺社」(『南紀徳川史研究』八、二〇〇四年、のち同)。
- ② 「祐範記」(国立公文書館蔵)慶長五年一月一日条。
- ③ 「新訂徳川家康文書の研究」中巻(中村孝也著、日本学術振興会、一九八〇年)七九三―七九四頁。
- ④ 「鹿苑日録」第四卷、慶長七年四月二日条。
- ⑤ 「新校高野春秋編年輯録」(日野西真定編集校訂、名著出版、一九八二年)慶長五年九月日条。
- ⑥ 「義演准后日記」第二、慶長六年四月二日条。
- ⑦ 「天日本古文書 高野山文書」一一七〇号。
- ⑧ 「天日本古文書 高野山文書」一八八一号。なお、後世の追筆による注記の通り「慶長六年六月日」との日付は本来は「慶長六年三月日」であったものと思われる。
- ⑨ 「新訂徳川家康文書の研究」下巻之一(中村孝也著、日本学術振興

会、一九八〇年、以下「新訂家康下二」とする）六六―六八頁。

⑩ 「新訂家康下二」六四頁。

⑪ 「三岳寺文書」二（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。

⑫ 「大日本古文書 高野山文書」三三九号。

⑬ 「新訂本光国師日記」（以下「新訂本光」）第二、四九頁、文禄三年

三月五日付豊臣秀吉朱印状案。発給者は記されていないが、藤井讓治

「豊臣秀吉の居所と行動（天正一〇年六月以降）」（同編『織豊期主要

人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年）によれば朱印状案の日付時

点で在高野山である秀吉が発給者であると考えられる。

⑭ 「新訂本光」第一、慶長一六年一〇月日付、法輪院良意目安案、一

一四頁。

⑮ 「東大寺文書」（奈良文化財研究所架蔵写真版）宝庫文書七九―二号。

⑯ 「東大寺文書」宝庫文書七七―二号。

⑰ 「東大寺文書」一四一B―二五号、慶長八年九月二七日付「和州添

上郡法花寺村検地帳写」。

⑱ 林晃弘「慶長七・八年付大和諸寺宛徳川家康判物・朱印状の発給年

次」（『日本史研究』六〇二、二〇一二年）。

⑲ 「西笑和尚文案」三二六・三二九号。

⑳ 相田文三「徳川家康の居所と行動」（藤井讓治編『織豊期主要人物

居所集成』前掲）。以下、家康の居所は本成果に拠る。

㉑ 「西笑和尚文案」三七五号。

三 個別寺院法度による学僧取立（慶長一三年～一五年）

関ヶ原合戦後の家康は上方と江戸を往反しつつ統治を行っていたが、慶長一一年九月の江戸下向後は江戸・駿府へ政治拠点を移す。そのため上洛時に政策を施す段階から、必要があれば寺社の側が江戸・駿府へ下向する段階となっている。

これに先立つ慶長九年閏八月には大和諸寺宛の判物・朱印状を一斉に発給しており、豊臣氏の枠組みから抜け出し、寺領宛行状の発給権を掌握している^①。なお、慶長一〇年四月には徳川秀忠が將軍職を継ぎ、一定の権限が移譲されている。

（一）慶長一三・一四年の寺院政策

駿府に拠点を移したのち、寺院に対する最初の注目すべき政策は慶長一三年に江戸・駿府へ下向した延暦寺に対しての寺領宛行状と法度である。まず七月一七日付で秀忠から寺領宛行状と寺領目録が、ついで八月八日付で家康から宛行状と法度が発給された^②。寺領に関しては既に慶長六年に家康奉行人の連署状によって加増がなされているが、ここで正式に徳

川將軍家の領知体系に組み込まれた。同時に与えられた法度は全七ヶ条であり、冒頭の三ヶ条は「一、山門衆徒不勤学道者住坊不可叶事、但從再興住山僧并坊舍建立之人一代、雖為非学可有捨也」、「一、雖勤学道其身之行儀於不律者速可及離山事」、「一、顯密之名室為学匠可致相統事」である。学問料の設定ではないが、学道を勤めない僧、また学僧であつても「行儀」の「不律」な僧については山内から排除し、学問を修めた僧が住坊すべきであることを定めている。

約二ヶ月後の慶長一三年一〇月四日付にて近江の成菩提院に対して家康より寺領宛行状と七ヶ条の法度が出されている。^⑤成菩提院へは既に秀吉段階に天正一九年四月二三日付の朱印状によつて寺領が与えられているが、ここで発給された家康の宛行状はそこに「山林境内門前諸役」の免許を追加したものである。法度は延暦寺法度と共通する条項が多く、「学匠」による相続や、「悪行所化」の追放を定めている。成菩提院は天台宗の談義所であり、ここで宛行状・法度が与えられているのは学問・仏法の興隆の一環として評価できる。

成菩提院宛の宛行状・法度と同日付で相模大山寺の実雄に対して学問料五七石が与えられている。^⑦ここで実雄が取り立てられているのは、当時家康の信任を得、寺院政策にも影響力を有していた高野山遍照光院頼慶の弟子であつたためであると考えられる（頼慶については後述）。この学問料は実雄個人を対象としており、寺領内に学問料が設けられた他の寺院とは性格を異にしている。学問興隆の一連の動向には位置づけうるが、本稿で検討する中では例外的な事例である。

翌慶長一四年には照高院興意が江戸・駿府へ下向する。^⑧慶長一三年六月に先の三井寺の寺務であつた聖護院道澄が没しており、^⑨その継目御礼としての意味をもつものと考えられる。五月朔日付で江戸の秀忠が、五月二七日付で駿府の家康が三井寺の寺務に関する判物を発給している。^⑩三井寺においても学問料は設けられていないが、寺領を保証すると同時に、「不勤学道」、「形儀不律」の僧は追放すべきであるとする。

さて、右のような法度や判物を得た延暦寺や三井寺では、山内において改革が行われている。このことについては遍照光院頼慶が「三井ノ四箇院、先年門跡ヨリ非学ノ住持ヲ改メ関東ノ学者ヲ入シム、忽ニ仏法再興ノ寺ト成レリ、叡岳ノ廿

箇ノ名室モ去々年ノ御掟ニテ住持カハレリ」と評している。¹⁷これは次節で述べる頼慶の古義真言寺院掌握を目的とする策動の中で、醍醐寺の松橋法印堯円に対して寺院改革の意義を述べた条々の一節であり、そのため若干の誇張はあると思われるが、延暦寺・三井寺において住持の入れ替えが行われたという点に関しては事実であろう。この時、関東から上洛し延暦寺に入った学僧としては天海がその一人であると考えられる。慶長一四年に比定される一二月一九日付の青蓮院坊官鳥居小路経孝宛の天海書状¹⁸には「今度叡岳為学道勧誘、可致登山之旨、依上意上洛仕候」とある。寺内の改革は法度を与えられた延暦寺の独自の動きのみによるものではなく、家康の「上意」を反映しつつ進められている。

（2） 遍照光院頼慶の古義真言寺院改革

慶長一四年二月中旬、尾張から上洛した閑室元倍により義演のもとに教相再興についての家康の上意が伝えられた。¹⁹この段階では具体的には顕れていないが、これがこの先の高野山の遍照光院頼慶による一連の改革の端緒であると思われる。ここで頼慶の来歴を辻善之助氏の研究²⁰を参照しつつ見ておきたい。頼慶は高野山の学侶であったが、慶長六年に遍照光院の継承をめぐり明王院快正と対立し離山する。²¹慶長一三年になり頼慶は帰山するが、快正に拘束され獄に投じられた。頼慶は駿府へ訴え、この一件は家康の裁許するところとなる。七月に双方が駿府へ下向し対決し、その結果頼慶の理運となった。²²この一件を通して頼慶は家康の信任を獲得し、同年一一月の法華宗と浄土宗の法論においては判者にもなっている。²³

慶長一四年八月二八日付で家康は高野山、東寺、相模大山寺別当八大坊の各寺院宛法度と関東古義真言寺院法度を発布しているが、いずれも頼慶の要請によるもので、学問興隆や学僧の任用を定めたものである。²⁴頼慶はこれらの家康法度を梃子に、高野山をはじめ、東寺・醍醐寺など古義真言宗寺院の掌握を画策する。この動きには東大寺の法輪院なども与動し、寺院界を揺るがす騒動となった。この時の法度のうち東寺宛のものは次の通りである。

【史料五】『東寺文書聚英 図版篇』（上島有編著、同朋舎出版、一九八五年）四七七号

定

- 一、東寺・高野、互以横入交衆、可有學問相統、若無學之仁於汚學室者、學者之住持可入替之事、
- 一、觀智院者一宗之勸學院也、然彼經藏諸聖教、無類本儀尤大切也、不殘一冊以目錄令写、高野納青巖寺之經藏、可立學者之用之事、
- 一、可建古跡之學室專修學之事、

右東寺・醍醐真言教相之所學及退轉之由、甚以油断也、至無學問者寺領之所帶不可叶、早速可有修學興行者也、

慶長十四年八月廿八日（家康黒印）

東寺年預坊

ここで注目したいのは傍線を付した部分の学問・教学を修めていない無学の僧には寺領を与えるべきではなく、学僧にこそ寺領は配分されるべきであるという主張である。既にふれた頼慶条々の別の箇所には「学フルトキハ、禄其ノ中ニアリ、沙門トノ堪忍ノ資糧ヲ受ルコト本コレニヨル也」^{②①}ともある。このことから家康にこのような理念を齎したのは頼慶である可能性も想定しえよう。

同年一二月には東寺に対して知行の指出が命じられている^{②②}。この指出の背景について「公人・役者衆過分寺領ツイヤスニヨリ如此云々、諸寺諸山其分也」^{②③}という情報が義演に伝えられている。法度に示された「無学問者」を寺領から切り離すという理念に基づき、これらの集団を実際に寺領の配分から排除しようとするものであった。

また、頼慶は秀忠から慶長一四年一月二日付の法度を獲得している^{②④}。そして慶長一五年正月一日付で高野山の学侶からこれらの法度を遵守する旨の請文を徴し、統制を図っている^{②⑤}。しかし事態は頼慶の迷惑通りには進まなかった。高野山の法性院政遍や義演が駿府へ下向し頼慶の私曲を訴え、慶長一五年三月二三日に家康の御前にて裁許がなされた。そ

の結果、政遍・義演側の理運となり、頼慶は失脚する。²⁰⁾ かくして遍照光院頼慶による学問興隆を標榜した古義真言寺院の「改革」は失敗に終わった。

- ① 第二章注¹⁹⁾に同じ。
- ② 『新訂家康下二』五五二―五五四頁。
- ③ 「延暦寺文書」一（東京大学史料編纂所架蔵影写本）慶長六年二月三日付、彦坂元正・大久保長安・加藤正次連署宛行状。ただし、判を据えるのは彦坂・大久保のみである。
- ④ 『新訂家康下二』五五四頁。
- ⑤ 『新訂家康下二』五五七―五五九頁。
- ⑥ 「成菩提院文書」（改訂近江國坂田郡志）第六卷、一九四四年）一五号。
- ⑦ 『新訂家康下二』五五九頁。相模大山寺については鈴木章生「相模大山の慶長山内改革について」（『立正史学』六〇、一九八六年）がある。
- ⑧ 『新校高野春秋編年輯録』慶長一四年八月二八日条。
- ⑨ 『大日本史料』一二一六、慶長一四年四月二日条。
- ⑩ 『大日本史料』一二一五、慶長一三年六月二八日条。
- ⑪ 「圍城寺文書」第五卷、三号・四号。
- ⑫ 「仁和寺文書」慶長一五年閏二月日付、遍照光院頼慶書状写。辻善之助『日本仏教史』近世篇一（前掲）、一八九―一九六頁において全文が翻刻されている。奈良文化財研究所架蔵写真帳（六二―N・四〇）により確認した。
- ⑬ 「願泉寺文書」（『大日本史料』一二一六、七九七頁）。年次比定は辻善之助『日本仏教史』近世篇二（前掲）、九八頁。
- ⑭ 「義演准后日記」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、以下「義演」）慶長一四年二月二日条・一日条。
- ⑮ 辻善之助『日本仏教史』近世篇二（前掲）、一八六―二〇五頁。
- ⑯ 「西笑和尚文案」紙背七―一五・一六号。
- ⑰ 『大日本史料』一二一五、慶長一三年七月三日条。
- ⑱ 「当代記」（国書刊行会、史籍雜纂第二）慶長一三年一月一日条。
- ⑲ 『新訂家康下二』五八七―五九二頁。但し、醍醐寺宛の法度は発給された事実はないものとみられる。
- ⑳ 『新訂本光』第一、慶長一六年一月二四日条。
- ㉑ 本章前掲注¹⁹⁾に同じ。
- ㉒ 「慶長拾五年二ヶ年東寺分諸役者衆智行方指出之うつし」（京都府立総合資料館架蔵写真帳「東寺公人蛭川家文書」第三九分冊）。
- ㉓ 「義演」慶長一四年二月二日条。
- ㉔ 『新訂家康下二』五八八・五九〇頁。
- ㉕ 「大日古文書 高野山文書」一七六九号。
- ㉖ 「義演」慶長一五年三月二日条・二三日条・二四日条。

四 学問料政策の展開（慶長一五年～一九年）

（一）東 寺

慶長一五年四月二〇日付で高野山に対して改めて法度が出された。醍醐寺に対しても同日付で宛行状が発給され、その中で寺中に対する門跡義演の「下知」の権限が再確認された。相模大山寺に対しても慶長一五年七月一七日付で領知宛行状が発給された^①。いずれも頼慶失脚に伴うものと考えられる。また、東寺へは次の宛行状が発給されている。

【史料六】「東寺文書」（京都府立総合資料館架蔵写真真帳）丙外三号^②

東寺領山城国七条・八条・西九条・上鳥羽・福枝・幡枝・西院、合貳千三拾石之内、雖為公人・諸役者下行、今度改之、為学問料・惣坊領令配分訖、向後不可有相違也、并門前境内等、任代々朱印旨当知行之上者全可被領知、従前々為守護不入地之条、課役人夫等令免除候也、仍如件、

慶長十五年四月廿日 判

東寺

東寺に対して寺領と門前境内に関する権利を保証したものであるが、その中で傍線部のように公人や諸役者の下行分であつた部分を改める旨が明記されている。慶長一四年の法度にて示された学僧以外を寺領から切り離すという方針はここでも再度提示されている。さらに改易した寺領は学問料・惣坊領として再配分することを定めている。学問料の設定は慶長期前半から行われているが、学僧以外の集団を排除した上でその知行を学問料とする点で新しいものである。

かかる決定に対して東寺は惣寺中として「今度以 御黒印、東寺領御改付而、公人衆致迷惑之由」を訴え、また「其上 諸役者之義 大師以来有之由候」という由緒を示し、排除方針の撤回を求めている。これに対して閑室元倍・以心崇伝は「各以御談合如有来被仰付可然存候、併（板倉勝重）板伊州惣寺中以御相談、以来申分無之様ニ尤存候」と、東寺側と所司代板倉勝重の判断に任せ「如有来」解決するよう指示を与えている。^③この推移から柚田氏は寺院側の抵抗の前に公人の所領没収と学問料設定の方針は撤回されたとする。^④確かにこの部分からはそのように読み取れるが、家康自身の意志はここでの元倍・崇伝の指示とは別にあつた。

慶長一六年三月から四月中旬にかけて、家康は後陽成天皇の譲位のため上洛する。この年の七月下旬からは山城において神社領の改めを主目的に検地が行なわれるが、この検地を前にして東寺公人の私領が再度問題となつた。このことについて義演には「東寺公人共私領、悉寺家領ニ被仰出、去年以来種々佗言雖有之、無御同心云々」と伝わっており、家康は東寺側からの詭言には同心しておらず、公人の私領を没収し、寺家領とするの方針は撤回されていないことがわかる。^⑤しかし、この時にも処分は確定しなかつたようであり、慶長一五・一六年分の納所について混乱が生じ、駿府への訴訟がなされた。^⑥慶長一七年五月には東寺の全学侶の駿府下向が命じられており、同月末に学侶衆は京都を出立している。^⑦この時に家康の上意によって高野山の法性院政遍が東寺に赴くことが決定している。^⑧

その後、七月上旬には政遍と板倉勝重により東寺法度が定められること、「役者衆知行之事」が勝重・政遍の異見により落着いたことが崇伝に伝えられている。^⑩公人の乗禅からも「公人衆如先規」「満足由」が伝えられている。^⑪しかし、公人諸役者の知行は従来通りとはならなかつたようである。慶長一八年三月吉日付の東寺法度には次のようにある。

【史料七】「東寺一件文書抄」(二)〔密教学〕一〇、一九七三年 九号^⑫

（板倉勝重）
従所司代寺法被仰渡書写

覚

東寺之儀 (徳川家康)
大御所様為御改寺法被仰付条々

- 一、東寺者真言依為本寺、別而教相・事相共ニ相勵学問所立置、論儀講尺可被肝煎旨被 仰出候事、
- 一、伽藍之儀并願等諸事、惣寺之俣相計、同門前屋敷地子等人足以下、坊中様之外者悉惣寺之勝手ニ可申付候事、
- 一、学問寺法并公儀等之儀、諸式七人談合之上以、時年行事ニ一人相副為兩人可相計事、
- 一、坊中領之外知行方、自談合衆同宿一人宛下代出惣納申付、私方之出入之儀者老若共ニ致談合可相計事、
- 一、公人衆知行之儀者、号私領 (雖力) 隆令横領、任御黒印之旨、為学問料坊中へ被下候上者、七人之下代ニ申付、惣納ニ仕、切米一人宛ニ何程被下、寺之俣ニ可召遣候、諸式寺之可為計事、

慶長十八年

三月吉日

東寺惣中

坊中領以外の納所・私方は七つの坊の下代によって担われることになり(第四条)、公人衆の知行は【史料六】の通りに学問料とされている(第五条)。公人衆は寺役を務めるものとして東寺への所属を認められてはいるものの、知行からは切り離され、切米によって扶持される存在となっている。このように慶長一五年の宛行状に示された原則は概ね貫徹され、公人・諸役者の所持していた寺領は取り上げられ、学問料・惣坊領として学僧へ集中されることとなった。

(2) 醍醐寺

学僧以外の集団を寺領から排除し、学問料を設定するという方針は東寺だけにとどまらない。醍醐寺もその対象となっ

た。慶長一六年四月に上洛中の家康から義演に対して次の申し渡しがあった。

【史料八】「義演」慶長一六年四月一五日条

午刻頃將軍（家康）ヨリ被召、当寺領改ノ事、山上承仕・不動講・逆修講・地藏講、此知行八百七十余石也、悉此党山ヲ払ヒ、知行將軍へ被落テ、当門へ可參由御下知、即板倉伊賀守（勝重）ニ被仰付了、以此領知勸学院ヲ建立シ、学侶ヲ新シク取立、学問再興可申由堅仰出畢、御厚恩回述禿筆、凡五岳・大徳寺・妙心寺・東寺・当麻峯等悉如此被仰付了、不限当寺諸寺御改也、（以下略）

家康は「山上下僧」とも呼ばれている山上承仕以下の集団を追放し、その知行を一度家康のもとへ引き上げた上で義演に与え、それによつて勸学院を建立し学侶を養成するよう命じている。この決定に対して山上下僧衆は、義演に「今度知行悉為 上意御勘落迷惑仕候、似相御扶持被成、山ニ居住仕様仁被仰出候者可忝⑬」との申し入れを行い、義演は相当の堪忍料を宛行うことを求める方向で幕府との交渉を進めようとする。しかし、六月下旬に駿府の本多正純から亀屋榮任のもとに届けられた書状によれば、「今度御上洛被仰出事重而不可有訴訟、若罷下致訴訟候者可被成御成敗由⑭」を家康が仰せ出されたという。山上下僧の知行からの切り離しと、寺領の学僧への集中という方針に対する家康の強い意志を見て取ることができる。この方針については一月上旬の時点でも「最前得 上意候趣、于今相替儀無之⑮」とある。

同年末になり義演の側から閑室元祐・以心崇伝に対して寺領の具体的な再配分案が示される。すなわち勸学院の建立・学侶坊一〇間の新造に五七〇石を用い、残りの知行三〇〇石を山上承仕・不動講・逆修講・地藏講の五三名に対して堪忍分として与えたいというものであった。これに対して元祐・崇伝の側は、板倉勝重とも相談の上、家康の上意を伺うと返答している。堪忍分を与えることについては翌慶長一七年三月上旬までには決定しているが、義演の側から申し入れた三〇〇石が与えられたかについては現時点では不明である。やや降った寛永二（一六二五）年時点の配分をみると、山上承

仕分は計二五石、山上不動講分は計二六石が割り振られているに過ぎず、かなり低く抑えられた可能性がある。

(3) 多 武 峯

【史料八】からは東寺・醍醐寺以外の寺院も対象となっていることがわかる。そのうちの「当麻峰」は多武峯のことを指すものと考えられる。同寺に対しても慶長一六年春に神領についての申告が命じられており、春の時点ではその報告はなされなかったようであるが、同年九月には神領一〇〇〇石は学侶の支配に決定している。

同年十一月、行人の燈炬講衆が駿府へ下向するという情報が閑室元佶のもとに伝えられている。燈炬講衆は家康により「一しき二御払」が命じられており、それに対する訴訟のための下向であると考えられる。燈炬講衆の「御払」については、慶長一七年三月に「少成共御知行被下候様ニ」ということが、後藤庄三郎や家康内室の「かち」といった内証を頼って元佶・崇伝に申し入れられている。この運動が功を奏したのか、家康は燈炬講衆に対して一定の堪忍分を与えることを了承している。次の史料は慶長一七年の四月二六日付で駿府に下向している学侶の文殊院秀芸等が多武峯に残る学侶へ宛てた書状の一節であるが、この時の交渉の経過が具体的にわかる。

【史料九】『談山神社古文書集成』四一六号

一、去月如申越候度々替申候、乍去大図者違不申候、衲衣着御払可被成由被 仰出、次ニハ堪忍料二二三石ツ、と被仰付候、其時彼者共御内義御かち様折紙を長老衆へ付候二付、学侶知行ヲ中下へ被下、中下之知行を学侶衆へと書付被得 上意候処、以外御腹立にて、さ様二候へ者衆徒ニ被為頼候様二候て外聞も如何候、又衆徒為後々迄悪候間、中くいやと被成 御意、二石か三石かくれ候へと御誂被成候、其後又般若・成徳へ十石ツ、殘衆へ七石と三石と御書立候て被惡御目候へハ、其もいや、只をしなへ七石ツ、と被仰出候、学侶房二割付、又学文領に七八百石殘衆徒中ニ置候て学文次第配置様にと被仰付候、其以後者于今書立をも無御披露

候、此比又四百卅石を中下者共ニ割付被成由御申候、終ニ今日迄御披露無之候、書立を御覽し何と可被仰出をハ不存、此御談合を弥々ふしおき不仕様にと（大久保長安）石見殿・円光寺御談合にて如此之由、竹林房へ長老委被仰渡候、両所少も無御如在候、御前之趣如此有様にて候、

当初の「御払」という方針から、最終的には堪忍分として計四三〇石程度が燈炉講衆に与えられるという方向で交渉が進んでいる。燈炉講衆側の要望を踏まえつつ家康の出頭人から提案される堪忍分の高に對して、傍線部のように家康の不快感が示され、その意向を踏まえて再調整が繰り返されていることがわかる。【史料九】の引用部分外には、家康は多武峯の事例を「天下寺社之手本」として構想しているという情報が記されており、重要な位置づけを与えられていたことがわかる。

右の書状が発給されたころには割付が決定しており、慶長一七年四月二六日付で閑室元佶・以心崇伝・大久保長安連署の覚書が作成されている②④（但し、在京中の崇伝の据判は六月一〇日である）。燈炉講衆から没収した知行の内八〇〇石を学問料とし、残りの四五九石を中・下衆に与えることで決着したことがわかる。また、慶長一七年四月日付にて五ヶ条の法度が定められ、学侶のうち顕密あるいは密教を修めたものが住坊することや、学侶・堂方・燈炉講の格差が規定されている②⑤。学問料とされた八〇〇石は、学侶坊を建て学問者次第に配分するとされたが、そのうち三〇〇石は学頭として多武峯へ赴くことになった延暦寺の竹林坊に与えられることになった②⑥。あとの五〇〇石は、新設の学侶の坊舎一〇坊に各三〇〇石が配分され、残りは修理料とされた。配分の結果は慶長一八年八月一日付の書立により家康のもとへ報告され了承されている②⑦。ところで多武峯では燈炉講衆への堪忍分について交渉が行われていた慶長一七年四月下旬の時点で、元佶・長安の異見により秀忠の寺領宛行状を求める動きがあった②⑧。これは既に発給されている家康判物の継目に当たるものである。しかし慶長一七年段階では発給には至らず、それから約一年後、先述の学侶坊の新造などに関する書立提出後の慶長一八年

八月二八日付でようやく発給されている。²⁸ このことは多武峯の山内改革が完了したことを政権側が確認した上で継目宛行状の発給が行われたと考えることができる。

翌慶長一九年二月には学侶衆の衆議として「多武峯寺学道衆之法度」、「多武峯寺中法度条々」が定められている。²⁹ 前者は一定の年限までに講師を遂げること、毎月三度の論議を欠かさないことなどを、後者は学侶と燈炉講衆との格差を明確に定めており、慶長一七年四月の法度をさらに具体的ににした内容である。このように幕府の学侶への権限集中の方針を背景に、学侶衆によって一山における寺僧秩序の確立が図られている。

(4) 五 山 (天龍寺・相国寺・建仁寺・東福寺)

慶長一九年正月、京都の板倉勝重に対して五山衆を「被召下、学文之程を可被成 御尋」との家康の御諭が伝えられた。³⁰ それを受けて五山衆は駿府へ下向し、三月九日に家康に御礼、その時に御前にて即席の詩文を行った。³¹ この慶長一九年の下向の際には寺領宛行状の発給が予定されていたが、その交渉の中で家康は次のような方針を提示する。

【史料一〇】『新訂本光』第二、慶長一九年三月二八日条

一、五山衆于今滞留候、諸塔頭知行大小之穿鑿候而、学文者と無学者と入替可申由被 仰出候、併諸塔頭何も血脉相承之筋目二候間、知行之増減候而学文者ニハ学文領を其寺々内ニ而被下候様ニと各被申事二候、何とも事六ヶ敷事出来候而、手間共入可申と存事ニ候、此地ニ而ハ難極候間、於其地貴様へ五岳衆双談被申候様ニと存事二候、されとも 上意次第二而候、重而 仰出候者、何とも様子□ち聞え可申候、各五山衆其寺々面々之取分指出、内々被仕様子候、

これは、駿府の崇伝が京都の板倉勝重に宛てた書状の一部であり、柚田善雄氏も言及している史料である。³² 家康は、塔

頭の知行の大小を調査し、学文者を大きな知行の塔頭へ移す方針を示す。第一章でみた文禄元年一二月の豊臣秀次条々（史料一）と同様の発想によるものである。かかる方針に対して五山側は血脈相承の論理から反対し、その代わりに学問者へ「学文領」を付すことを提案している。この点について崇伝は板倉勝重に京都において調整するよう要請している。その後、四月上旬には家康によって「寺々諸塔頭指出」の吟味がなされている。^④

翌慶長二〇年正月、既に家康の判物が与えられている相国寺・南禅寺等を除く五山派寺院に対して寺領宛行状（慶長一九年二月二八日付）が発給され、同時に前年駿府で提出された天龍寺・相国寺・建仁寺・東福寺の諸塔頭領の指出に、崇伝と板倉勝重が輿書を加え引き渡している。^⑤ここから各寺院の寺領のうち約二〇％に相当する高が学問料とされたことがわかる。このように五山側の意向が容れられる形で収まっており、柚田氏の評価するように政権側が譲歩をしたものである。ただし学文者の取り立てという目的自体は果たされており、また、東福寺に関してには次の史料がある。

【史料二】『新訂本光』第四、元和二年四月二五日条^⑥

一、御運署之趣令拝見候、貴寺行者給支配之儀被成御尋候、最前 上意之趣ハ、行者知行者在之間敷儀候間、悉常住へ被付候、随奉公之浅深、相応之扶助可被遣通申渡候、今更高辻之穿鑿者如何不存儀候、菟角以寺家一統之衆評、可然様二可被仰付候、恐惶謹言、

卯月二日

金地院

（崇伝）

拝答

東福寺御役者中

東福寺においては上意により、住持等の下で雑用に従事する修行者である行者を知行から引き離し、相応の扶助を与える方式に切り替えさせようとしていることがわかる。行者の知行は常住領に組み込むこととし、学侶上層部の経済基盤の

強化がなされている。住持の入れ替えは撤回したものの、ここでも東寺などと同様に学問に携わらないものから知行を取り上げ、学僧へと集中する方針が採られている。

以上のように、慶長一五年以降、東寺、醍醐寺、多武峯、五山において学問料の設定や学侶坊の新設などが行われている。ここでは行人や公人・諸役者などを知行から切り離し、それを学僧に配分する方式がとられており、単なる碩学の僧の取り立てではなく、行人・諸役者等の弱体化と表裏一体のものであった。そしてこのような積極的な介入を伴う秩序化を主導したのは他ならぬ家康であり、その強い意向は史料上に度々顕れている。しかし、この排除方針は惣寺の抵抗をうけ、最終的には行人や公人・諸役者は一定の堪忍分が与えられ、あるいは切米扶持とされ、寺院への所属を認められることになる。このような政策が展開する中で学僧は上意を背景としつつ自らの地位を強化していき、学問を一つの基準とした秩序が固まっていく。

- ① 『新訂家康下二』六一五・六一七・六一二頁。なお、大山寺宛のものは、他と日付が異なる点、家康没後に秀忠の継目朱印が行われていない点(国立史料館編『寛文朱印留』下、一一〇三号の先判記載による。秀忠は慶長年間に宛行状を発給した寺院に対しては家康没後に改めて宛行状を発給することはない)から秀忠発給の可能性がある。
- ② 上島有「近世とその後の東寺」(同『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版、一九九八年)八一頁所引の写(三密藏一四三函一一三号)には「判」ではなく「御黒印」とある。
- ③ 『新訂本光』第一、(慶長一五年)一〇月一五日付、崇伝・元信連署状案(東寺宝蔵院・実相寺宛)、二四頁。
- ④ 袖田善雄「幕藩権力と寺院・門跡」(前掲)一三六・一三八頁。
- ⑤ 『新訂本光』第一、慶長一六年七月二八日条。なお、この検地が寺社領の改めを目的としたことは「松井家譜」(『大日本史料』二二・一八、五五三頁)(慶長一六年)九月二九日付、板倉勝重書状案。
- ⑥ 「義演」慶長一六年六月二六日条。
- ⑦ 「義演」慶長一七年正月晦日条。
- ⑧ 「義演」慶長一七年五月一日条、二六日条。
- ⑨ 『新訂本光』第一、慶長一七年七月一六日条。
- ⑩ 『新訂本光』第一、(慶長一七年)七月一六日付崇伝書状案(東寺公人乗珍等宛)、二六七頁。
- ⑪ 『新訂本光』第一、慶長一七年七月二三日条。
- ⑫ 史料の状態が思わしくないとのことで原本の調査は行っていないが、第四条の半ばまでは同誌に掲載の写真により翻刻を改めた。第五条の「隆」は本来は「雖」であったものと判断し傍注を加えた。
- ⑬ 「義演」慶長一六年五月二二日条。
- ⑭ 「義演」慶長一六年六月二四日条。
- ⑮ 『新訂本光』第一、慶長一六年一月九日条。
- ⑯ 『新訂本光』第一、慶長一六年二月二日条。

- ⑰ 『新訂本光』第一、慶長一七年三月一〇日条。
- ⑱ 『大日本古文書 醍醐寺文書』六二九号。
- ⑲ 『談山神社古文書集成』（小林写真工業製作、二〇〇一年）八八〇号、九月八日付大久保長安書状并九月一八日付閑室元信書状案。多武峯額が問題となった慶長一六年以降、閑室元信が没する慶長一七年五月以前であることから、慶長一六年に比定できる。
- ⑳ 『談山神社古文書集成』一八七号、（慶長一六年）一月一〇日付林蔵主・与蔵主連署状。発給者は閑室元信の内衆である。本章前掲注⑲と同じ理由により慶長一六年に比定する。
- ㉑ 『新訂本光』第一、慶長一七年三月八日条・一〇日条。
- ㉒ 『新訂本光』第一、慶長一七年三月一〇日条。
- ㉓ 引用外の部分に三月一七日に駿府にて秀忠へ御礼を行ったとあり、藤井讓治「徳川秀忠の居所と行動」（同編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』京都大学人文科学研究所調査報告三七、一九九四年）から慶長一七年に比定できる。
- ⑳ 『新訂本光』第一、慶長一七年六月一〇日条。
- ㉑ 『多武峯寺雜記』（京都府立総合資料館蔵『華頂要略』第六九）慶長一七年四月条。
- ㉒ 本章前掲注⑲に同じ。
- ㉓ 『多武峯寺雜記』。
- ㉔ 『談山神社古文書集成』四一六号。
- ㉕ 『多武峯寺雜記』。
- ㉖ 『談山神社古文書集成』三六〇・三六一号。
- ㉗ 『新訂本光』第二、慶長一九年正月六日条。
- ㉘ 『新訂本光』第二、慶長一九年三月一八日条。
- ㉙ 『新訂本光』第二、慶長一九年四月五日条。
- ㉚ 仙田善雄『幕藩領主と寺院・門跡』（前掲）一三六・一三八頁。
- ㉛ 『新訂本光』第一、慶長一〇年正月八日条。
- ㉜ 東京大学史料編纂所架蔵写真帳により翻刻を一部改めた。

おわりに

本稿では慶長期における寺領内への学問料設定に着目し、学問・仏法の興隆を基調としつつ展開した近世初期における寺院政策の具体的な側面を明らかにしてきた。最後に論点を整理し、若干の展望を示したい。

関ヶ原合戦後の家康は、豊臣期の寺僧に対する学問奨励という方向性を継承し、寺院政策を展開していく。その中で個別寺院法度の制定とともに採られた具体的方策のひとつが学問料の設定による学僧への寺領集中策であった。この政策が対象としたのは興福寺、高野山、東大寺、東寺、醍醐寺、多武峯、天龍寺・相国寺・建仁寺・東福寺であり、いずれも中世以来顕密禅の中心であった大寺院である。本稿の最初に要約したように仙田氏の研究では非積極的な寺院行政像が描き

だされたが、氏の指摘する通り中小規模の寺院に対しては政策的に統制する意識は希薄であったものの、右のような顕密禪の枢要な寺院は政権から直接政策対象とみなされていた。

この点において「新仏教」系の宗派を「八宗」に組み込み、法華宗寺院に対しても学問への専念を命じた、諸宗一律の傾向の強い豊臣期の寺院政策とは性格を異にする。もともと法華宗や真宗は概して朱印地が小規模であり、そのため寺領を介した政策が採られなかったともいえるが、これらは元和元年の宗派毎の寺院法度は出されておらず、徳川政権初期の学問・仏法興隆を基調とする政策においては対象から外されている。しかしこのような対象の限定はあるものの、寺院毎の実態を把握し、それに即したかたちで介入している点で豊臣期に比べて徳川初期の政策は質的には深化したものと評価することができる。

かかる学問料については関ヶ原合戦直後の時期と慶長一〇年代半ば以降では設定方法に段階差が見られる。当初は寺内秩序の混乱のために政権へと持ち込まれた相論の裁許を契機とし、修理料や家康の新規給与分などを利用して設けられているが、慶長一〇年代後半には家康の側から対象寺院に命じて行人や公人・諸役者などを寺領から切り離し、その知行を碩学の僧へ配分し、あるいは学僧養成のために転用しようとする。このように学問料の設定は幕府権力の強力な介入を伴うものへと変化している。かかる変化は家康が豊臣氏の「大老」としての立場から脱し、独自の政策を展開しうる権力段階に達したことによるものであるが、それに加え慶長一三年から一五年のはじめにかけて家康の信頼を得、古義真言寺院を掌握しうる法度を獲得するまで至った遍照光院頼慶の主張の影響も想定しておきたい。

ところで右のような世俗政治権力による寺領を梃子とした介入を可能にする上で決定的な前提の転換となったのは、豊臣期の検地等に伴う領知の再編である。それまで寺院が独力で獲得・維持するべきものであった寺領は、圧倒的な優位性をもつ世俗権力から給与されるものへと性格を変えることとなった。ここで形成された関係を象徴的に示すのが寺社領宛行状である。本稿で検討した慶長期の寺院政策においては、判物や朱印状によって徳川政権の領知体系に正式に組み込ま

れる中で法度が定められ、同時に学問料が設けられることが多い。また、多武峯では寺内改革が行われたことを政権が確認したのちに秀忠の継目判物が発給されている。宛行状発給は寺院政策のなかで効果的に機能していたといえよう。

積極的な介入を伴う慶長一〇年代後半の学問料政策が推進されるにあたっては、家康の上意が重要な要素となっている。学問料設定に至る経緯からは、寺院側と折衝する奉行人・出頭人の対応とは異なる家康の行人や諸役者の排除に対する強い意向を見て取ることができる。周知の通り当該期の家康は教学への関心を強く抱いており、一切経を収集し、また、家康自身の意向を強く反映するかたちで頻繁に御前論義を開催している。この御前論義はここまで検討してきた学問・仏法の興隆が図られている寺院の学僧を多く招くものである。こうして家康は中世において正統の位置にあった顕密禅宗を興隆し、それらを総攬する立場に至ったのである。

このように慶長一〇年代後半の顕密禅宗の中心的寺院に対する政策は強権的な介入を伴うものであったが、かかる幕府権力による介入は必ずしも政権側の独善的な政策ではない。山上下僧衆の御払いを命じられた際に、義演が「御厚恩巨述禿筆」（史料八）と述べたように、支配を貫徹しようとする寺院上層部の要請とは相容れないものではなかった。むしろ寺院上層部は政権の学侶取り立ての方針を背景に法度を定めるなど自らを中心とする寺内秩序を確立していく。そしてこのような寺院上層部の自律的な動きによって学問を一つの基準に秩序化がなされ、他の寺内集団に対する学侶の優位性、また学侶の中でも碩学の僧への権限集中が実現することとなった。

以上のような徳川初期の寺院政策によって、勤行とは別のものとして豊臣期から寺院に求められた学問は近世を貫く理念の一つとして定着することになる。このことは巨視的に見れば、近世の教学研究の昂揚へとつながっていくものである。また、本稿では対寺院の側面に限定して論じてきたが、典籍の蒐集・刊行や、豊臣期以来の公家衆に対する家業・学問の奨励といった近世初期における幅広い学問興隆への政策的動向の中に位置づけていく必要がある。これらの点については後考を期したい。

- ① 『大日本史料』 二二一五、慶長二三年二月一九日条、〔同〕 二二一六、慶長二四年三月一四日条。
- ② 曾根原理「徳川家康と天台論義」〔同〕徳川家康神格化への道』吉川弘文館、一九九六年。
- ③ 近年のものとしては、西村玲「教学の進展と仏教改革運動」〔新アジア仏教史二三日本Ⅲ 民衆仏教の定着』佼成出版社、二〇一〇年。
- ④ 川瀬一馬「増補古活字版之研究」上・中・下（日本古書籍商協会、一九六七年）。小野則秋「徳川家康の文献政策とその影響」〔佛教学研究紀要』五七、一九七三年）。
- ⑤ 橋本政宣「豊臣政権と公家衆の家業」〔書状研究』一一、一九九三年）、同「江戸幕府と公家衆の家業」〔国史学』一七一、二〇〇〇年）いづれものも同「近世公家社会の研究」〔吉川弘文館、二〇〇二年）に収録。山口和夫「近世の家職」〔岩波講座日本通史』近世四、岩波書店、一九九五年）。

〔付記〕 本稿は二〇一二年二月の奈良歴史研究会例会での報告をもとに作成しました。当日ご参加のみなさまには貴重なご意見・ご教示を賜りました。心よりお礼申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科博士課程）

passages that are equivalent of explanatory notes of the *Nihon shoki* were included in the 19th fascicle.

In addition, one can deduce the fact that the compilers of the *Nihon shoki* strove as much as possible to include only the lineage with the strongest possibility of being correct in the main section (although there were some exceptions) when including multiple lineages of imperial offspring.

Finally, regarding the period of the compilation of the *Nihon shoki*, it can be said that the general understanding has been that it was carried out intermittently over a lengthy period from the reign of Emperor Shōmu to that of Shōgen. However, the multiple lineages of imperial offspring in the entry for the second month, *tsuchinoe-tora*, of Tenchi 7 (668) of the *Nihon shoki*, cannot be neglected as long as one pursues this problem. Judging from the form of these lineages, it is possible to discern that there arose confusion among the compilers of the *Nihon shoki* regarding whether Prince Takeru should be included. Nevertheless, in regard to the problem of Prince Takeru, it could have easily been solved by consulting his elder sister Jitō. Ultimately, it can be made clear that the 27th fascicle, which includes the lineage concerned with Takeru, was edited after the death of Jitō in the 12th month of Taihō 2 (702). In addition, concerning two records from the close of the 7th century that have heretofore been thought to be related to the compilation of the *Nihon shoki*, it would be more prudent to consider them separately to understand the problem. As a result, weighing these factors in terms of the compilation of the *Nihon shoki*, the work should probably be judged as having been begun under rubric of the Taihō legal system.

Tokugawa Ieyasu's Policies toward the Temples during the Keichō Era

by

HAYASHI Akihiro

Since the time of Tsuji Zennosuke, the early-modern policy toward Buddhist temples has been understood in terms of control by the shogunal regime. In contrast, Somada Yoshio argued that policy toward the temples was a passive one premised on maneuvering by the temples and denied that

it was one of unilateral control, and he also argued that the key element of the policy towards temples was the promotion of scholarship and Buddhism itself. This article, while based on Somada's findings, chiefly considers that aspect of the policy establishing *gakumonryō* (property rights awarded monks to promote scholarship) in temple lands that was implemented concretely to promote scholarship and Buddhism, during the Keichō era (1596-1615) following the Battle of Sekigahara.

The temples that were rewarded *gakumonryō* were Kōfukuji, Kōyasan, Tōdaiji, Tōji, Daigoji, Tōnomine, Tenryūji, Shōkokuji, Kenninji, and Tōfukuji, and thus the objects of the policy were chiefly large temple complexes associated with esoteric and exoteric Buddhism or Zen. The ruling regime's policy of requiring scholarship by the monks had been initiated during the Toyotomi period, and the emphasis on scholarship in the early stage of the Tokugawa was a continuation of that approach. Unlike the Toyotomi-era policy that was directed at many sects, including temples of what has been called the New Buddhism of the Kamakura period, in the early stage of the Tokugawa the objects of the policy were more limited, but the policy can be appreciated in terms of the fact that it was developed and grew more deeply in accord with the realities on the temples.

The *gakumonryō* policy was first instituted immediately after the Battle of Sekigahara in places where it was easiest for the Tokugawa regime to intervene, such as in regard to temple property that had been newly commended by Tokugawa Ieyasu or by using the opportunity of inter-temple disputes over property as a preparatory cost. By Keichō 10 when Ieyasu had succeeded in establishing his authority to a certain degree, in the regulations directed at Enryakuji and Miidera it was specified that unlearned monks were to be expelled from the temple, and the scholar monk Raikei of Henjōkō-in on Kōyasan insisted that temple property should be devoted to scholar monks and thus a reformation had begun to occur in Old (Kogi) Shingon sect temples. Having gone through these developments, the temple property for the *gakumonryō*, which had previously been allotted to *gyōnin* (those monks charged with the management of a specific temple hall whose training was devoted to conducting the offerings services to the principal worship object there), *kunin* (lower-ranking officials in charge of various operations at large temple complexes), and even lower-ranking officials of temples, called *shoyakusha*, was confiscated and redistributed to learned scholar monks in a shift to active intervention in the latter half of the decade of Keichō 10. This kind of policy intervention and the reaction to

it by scholar monks promoted the formation of an order that became the future standard for scholarship.